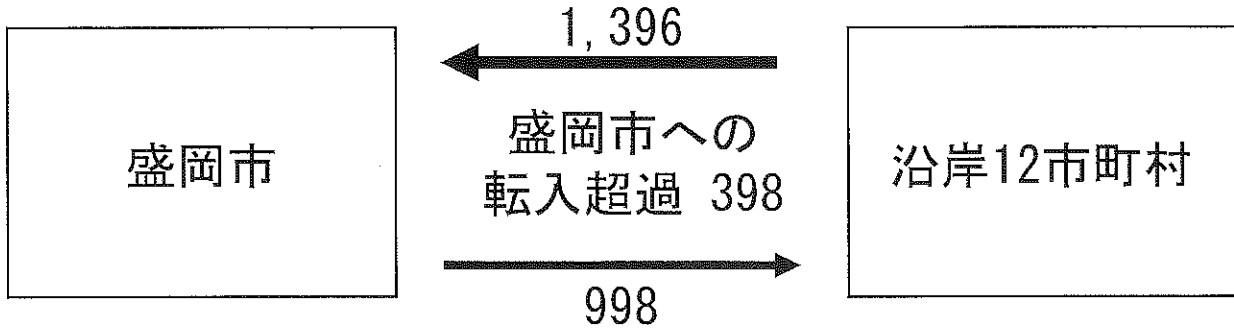
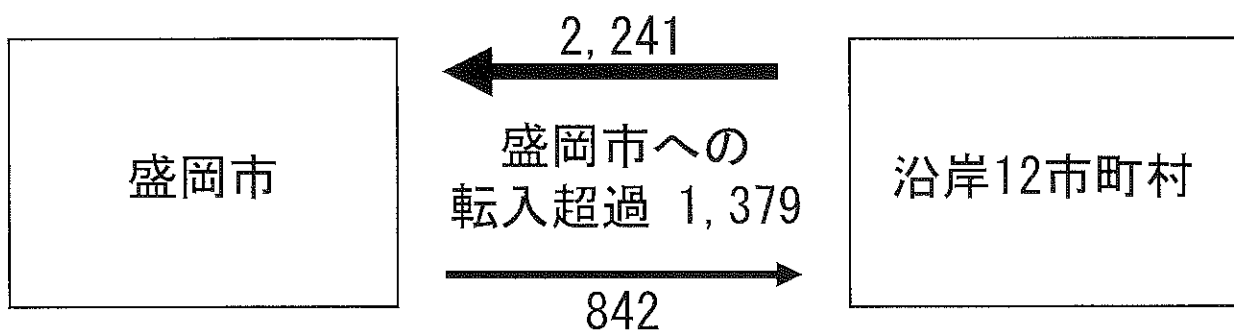


盛岡市と沿岸12市町村間の人口移動

2010年（2009年10月～2010年9月）

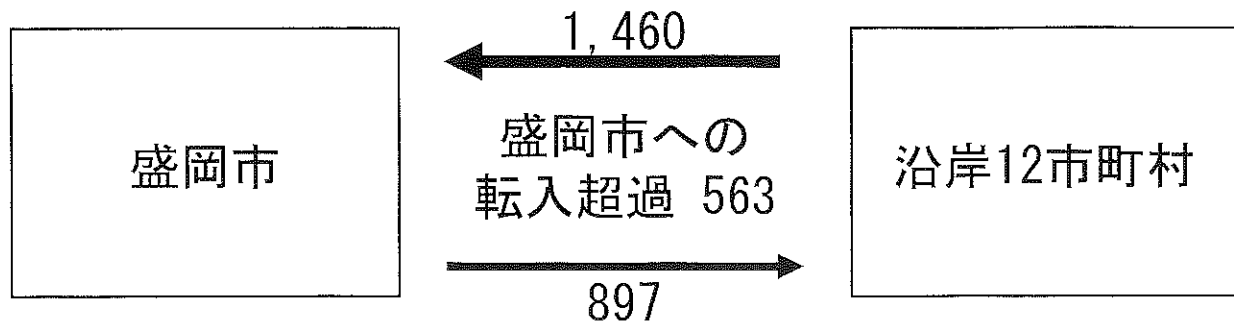


2011年（2010年10月～2011年9月）



・
・
・

2019年（2018年10月～2019年9月）



出典：岩手県毎月人口推計

出典：岩手県毎月人口推計より

岩手県移住者数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県外等からの移住者 (県内移動含む)	991	946	1,017	808	998	1,021	1,098	1,107	1,387	1,333	1,346	1,699
県外からの移住者	—	—	—	—	—	—	—	—	1,128	1,044	1,091	1,233

- (注) 1 市町村及び就職・就農関連団体からの聞き取り調査、及び県の移住相談窓口で把握している移住者のデータを積み上げて、「移住者数」としていること。
- 2 就職・就農関連団体からの聞き取りデータは、市町村別に把握していないことから、市町村別の移住者数は集計していないこと。
- 3 平成 26 年度までは、県内市町村間の移動（移住者数）と県外からの移住者数を区分して集計していなかったことから、「県外からの移住者数」として把握できるのは、平成 27 年度以降であること。

出典：岩手県庁作成資料

令和 2 年 3 月 10 日（火） 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

事業復興型雇用確保事業

平成31年度予算額 制度要求
(平成30年度予算額 制度要求)

趣 旨

- 被災地では、特に沿岸地域を中心に人手不足が深刻化しているほか、事業所用地の整備に時間を要しているなどが重なり、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。
- こうした被災地特有の現状に対応するため、地域の産業の中核となる中小企業が事業を再開等するに当たって、被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、復興の推進を図るものである。

事業概要

【事業実施期間】

平成31年度までに事業を開始した場合に3年間支援(平成31年度～平成34年度)

【実施地域】

岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県(全域)

【対象事業所】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等(福島県の被災15市町村を除く)であって以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所 (①の事業を優先的に採用)

- ① 国や自治体の補助金・融資(新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。)又は雇用のミスマッチに対応するための産業政策の対象となっている事業
- ② ①以外で、「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業

【内容・要件】

○雇入費助成

・被災三県求職者の雇入れ1人当たり120万円(短時間労働者は60万円)を助成。

・1事業所につき2,000万円(3年)を上限。

※期間の定めのない雇用等に限る。

※福島県の被災15市町村の事業所については、1人当たり225万円(短時間労働者は110万円)とする。

※助成額は3年間の合計とし、1年ごとに支給する。

※1年ごとの支給額は段階的に減らず仕組みとし、各自治体が独自に設定する。

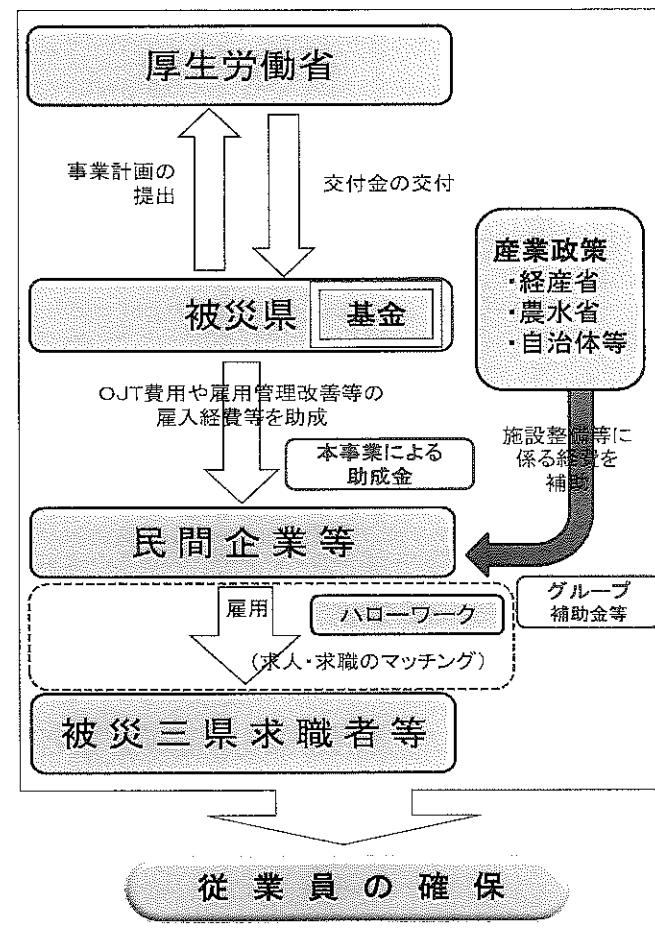
○住宅支援費助成

・求職者(一般求職者を含む)の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の3/4を助成。

・1事業所につき240万円(年額)を上限。

※宿舍の新規借り上げ、追加借り上げ、住宅手当の新規導入、手当拡充を行った場合に限る。

※定着状況を確認し、1年ごとに最大3回支給する。



出典：復興庁作成資料

令和2年3月10日(火) 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)

地方拠点強化税制の延長・拡充

1. 地方拠点強化税制の概要

- 地方での雇用を創出するため、企業が本社機能の地方移転又は地方拠点の強化を行う場合、税制優遇措置を講じる。

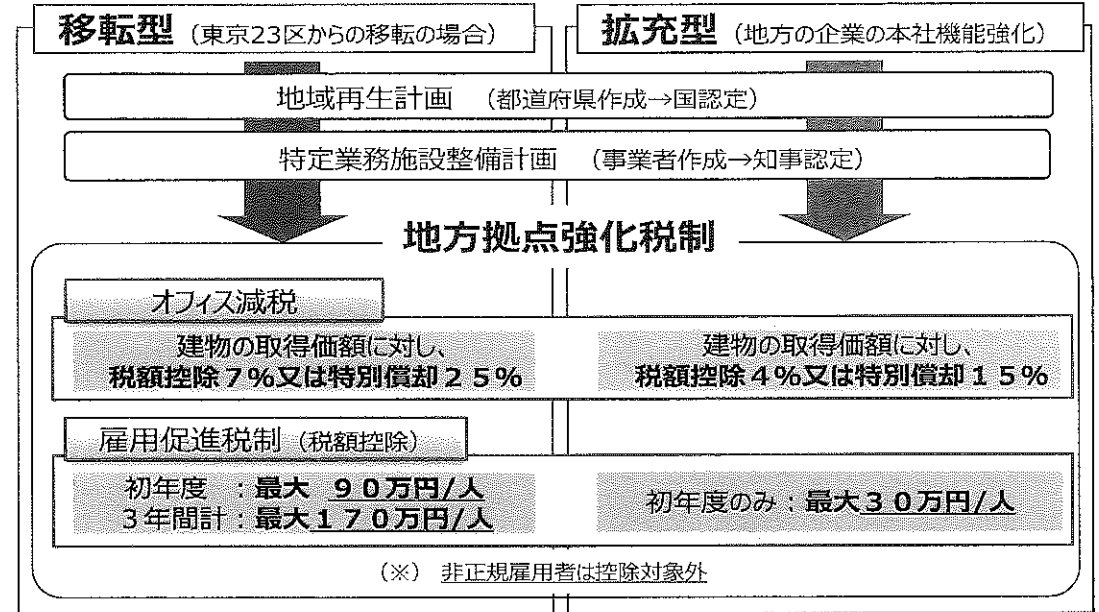
2. 整備計画の認定状況 (令和2年1月末時点)

- 事業件数 **383件**
うち、本税制の適用実績 (平成27～30年度)
【オフィス減税】 **79件**
【雇用促進税制】 **28件**
- 雇用創出人数 **15,027人**

3. 令和2年度税制改正要望の結果概要

- オフィス減税・雇用促進税制ともに、**適用期限を2年間 (令和4年3月末まで) 延長。**
- 雇用促進税制 (移転型) について、**税額控除を拡充。**

(※) 税額控除額については、企業が東京23区から近畿・中部圏中心部以外の地方へ本社機能を移転した場合、かつ正規の新規雇用者を雇い入れた場合の額を示す。



現行

- 初年度の税額控除 : 60万円 or 90万円/人 (※) 企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人
- 3年間の適用期間における税額控除 : **150万円/人** (※) 上限は企業全体の雇用増加分
うち、オフィス減税との併用分 : **90万円/人** (※) 上限は地方での雇用増加分

拡充

- **90万円/人** (※) 雇用増加率に関わらず、一律
- **170万円/人** (※) 現行と同様
- **120万円/人** (※) 現行と同様

- 雇用促進税制 (移転型・拡充型) の**適用要件を一部緩和等。**

現行

- 企業全体の給与額が、前年度より**一定以上増加**しなければ、雇用促進税制の**適用不可**
(※) 雇用者数の増加率×20%以上増加していること
- 雇用促進税制の適用対象となる施設整備の範囲のうち、「既存施設の用途変更」に該当するかどうかの判断基準が**不明確**

緩和等

- 企業全体の給与額の増減に関わらず、**適用可能**
(※) 要件を廃止
- **オフィス環境の整備 (例：事務機器の増設) を行う場合でも、雇用促進税制の適用可能であることを明確化**

出典：内閣府地方創生推進事務局「地域拠点強化税制について」(令和2年1月末)より抜粋

令和2年3月10日(火) 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)

「復興支援員」と「地域おこし協力隊」の比較について

	復興支援員	地域おこし協力隊
～ 要 件 ～		
対象者・期間	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域内外の人材。 ○被災地方自治体から、復興計画やそれにもとづく要綱等を根拠として委嘱を受け、下段の復興に伴う地域協力活動を行う人。 ○概ね1年以上。 <small>※平成28年6月16日付総行応第228号「復興支援員推進要綱の一部改正等について(通知)」において、「最長5年の期間」としていた復興支援員の活動期間を「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」に延長。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市から地方へ住民票を移した人。 ○地方自治体から要綱を根拠として委嘱を受け、下段の地域協力活動を行う人。 ○概ね1年以上最長3年。 <small>※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。</small>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○復興に伴う地域協力活動内容については、各被災地方自治体が委嘱において地域の実情に応じ定める。 ○被災地方自治体が、その対象者及び従事する復興に伴う地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域協力活動内容については、各地方自治体が委嘱において地域の実情に応じ定める。 ○地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表。
～ 特別交付税措置の内容 ～		
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○復興支援員の活動に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・報償費等1人あたり200万円程度、その他の経費((活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、支援員の研修受講に要する経費など)について所要額を措置) ○復興支援員の募集等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・所要額を措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域おこし協力隊員の活動に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・報償費等1人あたり200万円[※]、その他の経費((活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)1人あたり200万円) ※平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人あたり400万円の上限は変更しない) ○地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限 ○地域おこし協力隊員の募集等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・1団体あたり200万円上限 ○「おためし地域おこし協力隊」に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・1団体あたり100万円上限

出典：復興庁作成資料

令和2年3月10日(火) 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)